

山口県報

平成23年
2月4日
(金曜日)

目次

| | |
|--|---|
| 告示 | 一 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) | 一 |
| 山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(流通企画室) | 三 |
| 道路の区域の変更(道路整備課) | 三 |
| 道路の供用の開始(道路整備課) | 三 |
| 公告 | 三 |
| 一般競争入札の実施(地域政策課) | 四 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課) | 五 |
| 換地処分の届出(農村整備課) | 五 |
| 公共測量の実施(監理課) | 六 |

山口県告示第五十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年二月四日から同月二十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境下水道部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

| No. 2 排 水 口 | | No. 1 排 水 口 | | 排 水 口 | |
|----------------------|-------|----------------------|---------|------------------|------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 項 目 | |
| " | " | " | 七 | 通 常 最 大 | 水素イオン濃度 (水素指数) |
| " | " | " | 九、六 | 通 常 最 大 | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| " | 二・五 | " | 三・九 | 通 常 最 大 | 浮遊物質 (mg/l) |
| " | 三・八 | " | 五 | 通 常 最 大 | 窒素 (mg/l) |
| " | 五 | " | 三 | 通 常 最 大 | 燃 ^り 素 (mg/l) |
| " | 一〇 | " | 五 | 通 常 最 大 | ふっ素 (mg/l) |
| " | 〇・三 | " | 一・三 | 通 常 最 大 | 排水の一日当たりの量 (m ³) |
| " | 〇・六 | " | 二・一 | 通 常 最 大 | |
| " | 〇・二 | " | 〇・〇四 | 通 常 最 大 | 排水の一日当たりの量 (m ³) |
| " | 〇・三三 | " | 〇・三三 | 通 常 最 大 | |
| " | 一 | " | 五 | 通 常 最 大 | 排水の一日当たりの量 (m ³) |
| " | 二、四三〇 | 四七三、八八九 | 四七三、八八三 | 通 常 最 大 | |
| " | 四、一八五 | 六五七、一二七 | 六五七、一二二 | 通 常 最 大 | |

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

| 沈 殿 池 | | | | 種 類 | |
|-------------|--------|--------|--------|------------------|--|
| 処理後 | | 処理前 | | 項 目 | |
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 通 常 最 大 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |
| " | 七 | " | 一〇・五 | 通 常 最 大 | 水素イオン濃度 (水素指数) |
| " | 九、六 | " | 一、八 | 通 常 最 大 | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| " | " | " | 一三・七 | 通 常 最 大 | 浮遊物質 (mg/l) |
| " | " | " | 二二・二 | 通 常 最 大 | 窒素 (mg/l) |
| " | 一〇 | " | 三、五〇〇 | 通 常 最 大 | 燃 ^り 素 (mg/l) |
| " | 二〇 | " | 五〇〇〇 | 通 常 最 大 | ふっ素 (mg/l) |
| " | " | " | 二二・三 | 通 常 最 大 | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
| " | " | " | 二〇・一 | 通 常 最 大 | |
| " | 〇・一 | " | 五・八 | 通 常 最 大 | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
| " | 一 | " | 一〇・三 | 通 常 最 大 | |
| " | " | " | 五 | 通 常 最 大 | |
| 四一、八八九 | 四一、八八三 | 四一、八八九 | 四一、八八三 | 通 常 最 大 | |
| 五七、一二七 | 五七、一二二 | 五七、一二七 | 五七、一二二 | 通 常 最 大 | |

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

| 七 四 | | 種 類 | |
|--------|--------|------------------|--|
| 変更後 | 変更前 | 項 目 | |
| 変更後 | 変更前 | 通 常 最 大 | 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 |
| " | 七 | 通 常 最 大 | 水素イオン濃度 (水素指数) |
| " | 九、六 | 通 常 最 大 | 化学的酸素要求量 (mg/l) |
| " | 一三・七 | 通 常 最 大 | 浮遊物質 (mg/l) |
| " | 二二・二 | 通 常 最 大 | 窒素 (mg/l) |
| " | 一〇 | 通 常 最 大 | 燃 ^り 素 (mg/l) |
| " | 二〇 | 通 常 最 大 | ふっ素 (mg/l) |
| " | 二二・三 | 通 常 最 大 | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
| " | 二〇・一 | 通 常 最 大 | |
| " | 〇・一 | 通 常 最 大 | 汚水等の一日当たりの量 (m ³) |
| " | 一 | 通 常 最 大 | |
| 四一、八八九 | 四一、八八三 | 通 常 最 大 | |
| 五七、一二七 | 五七、一二二 | 通 常 最 大 | |

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第五十五号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関成

| | | | | | |
|--------|------------|---------------|------------------|--------------|---------|
| 登録番号 | 開設者の名称 | 開設者の住所 | その他の卸売市場の名称 | その他の卸売市場の所在地 | 廃止年月日 |
| 農開第一八号 | 山口卸売農業協同組合 | 宇部市大字川上字小羽山七四 | 山口卸売農業協同組合青果卸売市場 | 山陽小野田大字鴨庄一七 | 平成二二、三〇 |

| | | | | | | |
|--------|------------|---------------|------------------|--------------|------|---------|
| 登録番号 | 卸売業者の名称 | 卸売業者の住所 | その他の卸売市場の名称 | その他の卸売市場の所在地 | 取扱品目 | 廃止年月日 |
| 農卸第一八号 | 山口卸売農業協同組合 | 宇部市大字川上字小羽山七四 | 山口卸売農業協同組合青果卸売市場 | 山陽小野田大字鴨庄一七 | 青果部 | 平成二二、三〇 |

山口県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関成

| | | | | |
|-------------------------|--------------|-------------|----------|----|
| 区 間 | 旧新別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
| 道路の種類 路 線 名 道路の区域 | 一般国道 三七六号 | | | |

| | | | | | |
|--|------------|------------|-------------|----------|---------------|
| 山口市仁保中郷字半ノ田九八の一 地先から 同市仁保中郷字下西一〇三七の一 地先まで | 新 | 旧 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
| | 最狭 二〇・八 | 最狭 一六・二 | 一七・三 | 四七・九 | 道路改良工事の完了による。 |

道路の種類 県道
路 線 名 小郡三隅線
道路の区域

| | | | | | |
|---|------------|------------|-------------|----------|---------------|
| 美祿市美東町赤字上松原一〇九の二 地先から 同市美東町赤字堂ノ前一二八の一 地先まで | 新 | 旧 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
| | 最狭 二九・〇 | 最狭 一四・三 | 一四〇・〇 | 一四〇・〇 | 道路改良工事の完了による。 |

道路の種類 県道
路 線 名 豊浦久野線
道路の区域

| | | | | | |
|---------------------------|------------|------------|-------------|----------|---------------|
| 下関市菊川町大字久野字長谷五五六 の八七地先 | 新 | 旧 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
| | 最狭 一四・一 | 最狭 一〇・七 | 一七・三 | 一七・三 | 道路改良工事の完了による。 |

山口県告示第五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関成

| | | |
|--------|--|------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 小郡三隅線道 | 美祢市美東町赤字上松原一〇九の二地先から 同市美東町赤字堂ノ前一二八の一の地先まで | 平成二十三年二月五日 |

| | | |
|--------|-----------------------|------------|
| 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の期日 |
| 豊浦久野線道 | 下関市菊川町大字久野字長谷五五六の八七地先 | 平成二十三年二月五日 |



(二三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

- (一) 物品等の名称
電気
- (二) 物品等の予定数量
四百四十一万五千ワット時
- (三) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (四) 納入期間
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間
- (五) 納入場所

二 入札参加資格

山口きらら博記念公園
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)に基づく資格審査において、電気について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三條第一項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第十六條の二第一項の規定による特定規模電気事業の届出をしている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園管理事務所管理課
入札説明書及び仕様書の交付

平成二十三年二月四日から同月十八日までの午前九時から午後四時三十分までの間、山口きらら博記念公園管理事務所管理課において交付する。

四 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札の決定は、予定数量の対価を入札説明書に記載する方法に従って計算した総価で行い、当該総価に当該総価の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口きらら博記念公園管理事務所管理課

(三) 受領期限

平成二十三年三月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十三年三月十八日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市阿知須五〇九番五〇 山口きらら博記念公園多目的ドーム第一セミナー

ルーム

(二) 日時

平成二十三年三月十八日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落

札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口きらら博記念公園管理事務所長 山藤賢一郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口きらら博記念公園管理事務所管理課(電話〇八三六一六五

一六九〇〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Admi-

nistrative Office, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity, 4,415,000 kWh.

(3) Delivery period: From April 1, 2011 to March 31, 2012

(4) Delivery place: Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park

(5) Section in charge of procurement and contact point for inquiry: Administrative

Division, Yamaguchi Kirara Expo Memorial Park Administrative Office (Tel. 0836-

65-6900)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., March 17, 2011

(In case of bringing a tender: 2:00 P.M., March 18, 2011)

(二四) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十三年三月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆

の縦覧に供します。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関成

申請のあった年月日

平成二十三年一月二十一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 下関幕末維新村

代表者の氏名 松村 久

主たる事務所の所在地 下関市赤間町四番九号

定款に記載された目的

下関地域に対して、自治体や団体及び下関市民との協働により市民や下関市周辺住

民及び観光客等呼び込むことによる賑わいの創出、特産品の開発・販路の拡大など

に関する事業を行うことを通して、下関地域の活性化及び振興に寄与すること。

(二五) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法

五

第五十四条第三項の規定により、山口市沖の原地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分をした年月日

平成二十三年一月二十六日

二 換地処分をした権利者数

六十九人

(二六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、防衛省中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年二月四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

岩国市牛野谷及び山陽小野田市大字埴生

三 作業の期間

平成二十三年一月二十五日から同年二月二十八日まで